

平成 年度 市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与	農業所得	漁業所得	林業所得	雑所得	
	給与所得		以外の合算	所得区分				
	その他の所得計		所得区分					
	総所得金額①							
所得控除	雑損							
	医療費		障・寡・勤					
	社会保険料		配偶者					
控除	小規模企業共済		配偶者特別		扶養親族	本人	本人	本人
	生命保険料		扶養		配偶者	同	その他	その他
	地震保険料		基礎		配	定	老	人
寄附金		所得控除合計②						
(摘要)								

税額	市町村民	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤				
	所得割額⑥				
	均等割額⑦				
	道府県	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤				
	所得割額⑥				
	均等割額⑦				
	特別徴収税額⑧				
	控除不足額⑨				
	既充当額⑩				
既納付額⑪					
差引納付額 (⑩-⑪+⑧、⑨)					
変更前税額⑫					
増減額 (⑧-⑫)					
変更月					

受給者番号	氏名	指定番号
住所	個人番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市(町・村)長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日

市町村民 氏名 ⑭

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分
	間合せ先			

これらの欄の合計額が個人住民税所得割の金額です。
この金額の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

※ 寄附を行った翌年度の特別徴収税額通知書に記載された金額となります。
(寄附を行った時点では、翌年度の個人住民税所得割の額はわかりません。)